

談合等の不正行為が行われた場合の損害賠償の予約額の改正について

1 改正の概要

福島県行財政改革推進本部で決定された「入札等制度改革に係る基本方針」の第5の1に基づき、談合等の不正行為が行われた場合の損害賠償の予約額を、請負代金又は契約代金の額の10%から20%に引き上げる。

2 関係する通達等

- (1) 福島県財務規則施行通達〔(第226条関係、第11号様式(その1)(購入契約書)、第12号様式(その1)(請書(工事関係以外)))〕
- (2) 福島県工事請負契約約款〔第46条の2〕

3 施行期日

平成19年2月1日(工事については起工日)

4 条文新旧対照表(抜粋)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">福島県財務規則施行通達</p> <p>第226条関係</p> <p>5 第1項第13号及び第2項第13号の談合による損害賠償に関しては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約権者は、契約の相手方が、当該契約について次のアからオまでのいずれかに該当するときは、第243条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、請負代金又は契約代金の額の<u>10分の2</u>に相当する額を請求するものとする。</p> <p>第11号様式 (その1)</p> <p style="text-align: center;">購 入 契 約 書</p> <p>(談合による損害賠償)</p> <p>第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<u>10分の2</u>に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">福島県財務規則施行通達</p> <p>第226条関係</p> <p>5 第1項第13号及び第2項第13号の談合による損害賠償に関しては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約権者は、契約の相手方が、当該契約について次のア～オのいずれかに該当するときは、第243条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、請負代金又は契約代金の額の<u>10分の1</u>に相当する額を請求するものとする。</p> <p>第11号様式 (その1)</p> <p style="text-align: center;">購 入 契 約 書</p> <p>(談合による損害賠償)</p> <p>第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<u>10分の1</u>に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第12号様式 (その1)</p> <p style="text-align: center;">(工事関係以外) 請 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>頭書の につ いては、頭書の事項及び次の各項を約諾 の上、これを履行します。</p> <p>11 談合による行為が認定されたとき は、当方は頭書の代金額の<u>2/10</u>に相 応する金額を賠償金として、貴殿に納付 すること。</p> </div>	<p>第12号様式 (その1)</p> <p style="text-align: center;">(工事関係以外) 請 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>頭書の につ いては、頭書の事項及び次の各項を約諾 の上、これを履行します。</p> <p>11 談合による行為が認定されたとき は、当方は頭書の代金額の<u>1/10</u>に相 応する金額を賠償金として、貴殿に納付 すること。</p> </div>
<p style="text-align: center;">福島県工事請負契約約款 (賠償の予約)</p> <p>第46条の2 乙は、第43条の2第1項各号の いずれかに該当するときは、甲が契約を解 除するか否かを問わず、賠償金として、こ の契約による請負代金額の<u>10分の2</u>に相当 する額を甲の指定する期間内に支払わなけ ればならない。工事が完了した後も同様と する。ただし、次に掲げる場合は、<u>この限 りでない</u>。</p>	<p style="text-align: center;">福島県工事請負契約約款 (賠償の予約)</p> <p>第46条の2 乙は第43条の2第1項各号のい ずれかに該当するときは、甲が契約を解除 するか否かを問わず、賠償金として、この 契約による請負代金額の<u>10分の1</u>に相当す る額を甲の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。工事が完了した後も同様とす る。ただし、次に掲げる場合は、<u>この限り ではない</u>。</p>

入札参加資格の制限期間の改正について

1 改正の概要

福島県行財政改革推進本部で決定された「入札等制度改革に係る基本方針」の第5の2に基づき、談合等不正行為に対するペナルティの強化を図るため、入札参加資格の制限期間（但し、H19年9月までの公共工事など指名競争入札を行う場合の指名停止期間を含む。）の上限について、現行の18ヵ月から24ヵ月に引き上げる（極めて悪質であり、重大な結果を生じさせた場合に、長期の2倍まで延長することができることを定めた基準適用後の措置期間）。

2 関係する通達等

「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」別表第2の6（不正又は不誠実な行為）

3 施行期日

平成19年2月1日（平成19年2月1日以降、別表に定める案件に該当した場合から適用）

4 条文新旧対照表（抜粋）

改 正 後		改 正 前	
<p>「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」</p> <p>第4 別表第2 贈賄及び不正行為等による基準</p>		<p>「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」</p> <p>第4 別表第2 贈賄及び不正行為等による基準</p>	
事由	期間	事由	期間
<p>（贈賄） 1～5 （略）</p> <p>（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 7 （略）</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 12ヵ月以内</p>	<p>（贈賄） 1～5 （略）</p> <p>（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 7 （略）</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内</p>

退職職員の再就職に関する取扱いについて（案）

1 名 称

福島県退職職員の再就職に関する取扱要領（仮称）

2 適用の範囲

知事部局を定年又は勸奨により退職する全ての職員

3 営業活動の自粛期間の延長

再就職した職員の県に対する営業活動（情報の収集、入札への参加、契約の交渉、自社技術・製品等の紹介その他再就職先に利益をもたらすことを目的として、県職員に働きかけを行う行為）の自粛期間は、退職後 3 年間とする。

4 誓約書の提出

営業活動の自粛を徹底するため、県は、退職する職員が退職日までに再就職が決定（予定を含む）した場合には、県への営業活動を自粛する旨の誓約書の提出を求めるとともに、再就職先の企業等に対しては、当該職員を県に対する営業活動に従事させないよう要請する。

5 再就職状況の公表

毎年 6 月末現在の前年度退職職員の再就職状況については、本人及び企業等の同意を得た上で、同年 7 月末までに公表する。なお、7 月以降に再就職した職員については、次年度分に含めて公表する。

（ 1 ）公表対象職員

参事ポスト職以上で退職した全ての職員

（ 2 ）公表内容

職員の氏名、退職時の職名、退職年月日、再就職先名、再就職先における役職名、再就職日

6 施行期日

平成 19 年 2 月 日から施行予定。